

災害時における食糧等物資の供給協力に関する協定書

(趣 旨)

第1条 この協定は、大分市内に地震、風水害その他による災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、大分市（以下「甲」という。）が、大分県漁業協同組合（以下「乙」という。）に食糧等物資の供給に関する協力を要請する手続き等を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 大分市内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が食糧等物資を必要とするときは、甲は乙に対し乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

(協力の実施)

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

(要請手続)

第4条 乙に対する甲の要請手続きは、文書をもって商工部が行うものとする。ただし、緊急を要するときは、甲は口頭でもって要請し、事後文書を提出するものとする。

(運 搬)

第5条 運搬は、甲及び甲の指定する者が行うものとする。なお、必要に応じて甲は、乙に対して運搬の協力を求めることができるものとし、運搬中に不可抗力による事故にあった場合は、その責任は甲が負うこととする。

(商品の価格等及び支払い)

第6条 前条の規定により乙が提供した食糧等物資の価格及び乙が運搬等の協力を行った場合の経費については、甲が負担するものとし、甲は、遅滞なくその支払いを行うものとする。

(商品の価格等の決定)

第7条 協力を要した甲が負担すべき商品の価格等は、前条の規定により保有商品の優先供給及び搬出後、乙の提出する「出荷確認書」等にもとづき、甲、乙両者協議のうえ災害発生時直前における適正価格をもって決定するものとする。

(報 告)

第8条 この協定の万全な実行をはかるため、甲は、乙に対してその在庫品目、数量等について報告を求めることができる。

(雑 則)

第9条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲及び乙の両者が協議して定める。

第10条 この協定は、協定の日から適用する。この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、当事者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成19年 3月26日

大分市荷揚町2番31号
甲 大 分 市
大分市長 釘 宮 磐

大分市府内町3丁目5番7号
乙 大分県漁業協同組合
代表理事組合長 山 本 勇